

初回精密検査費用・定期検査費用助成のご案内

京都府では、肝炎の初回精密検査及び定期検査に対する助成制度を実施しています。

[対象者]

- ・初回精密検査: 府、市町村又は職域が行う肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方
- ・定期検査: 住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方の肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方
 (無症候性キャリアは定期検査費用助成の対象外)

	初回精密検査	定期検査
対象検査	府、市町村又は職域の行う肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、 <u>初めて医療機関で受ける精密検査</u>	初回の精密検査を受けた後、もしくはインターフェロンフリー治療等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査
対象者	京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する方 (1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) <u>1年以内に府、市町村又は職域が実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者</u> (3) 府又は市町村の行うフォローアップ(※)に同意した者	京都府に住所を有し、住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方で、以下の全ての要件に該当する方 (1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む) (3) 府又は市町村の行うフォローアップ(※)に同意した者 (4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を現在受けていない者
検査を受ける医療機関	京都府が指定する「 <u>京都府肝疾患専門医療機関</u> 」で検査を受けた場合のみ検査費用助成対象となります。他の医療機関で検査を受けられた場合は対象となりませんので、ご注意ください。 * 京都府肝疾患専門医療機関一覧は京都府ホームページで確認いただけます。	
助成対象	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として府が認めた費用 ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。 血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査(CT・MRI撮影は助成対象外)	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び左記の検査に関連する費用として府が認めた費用ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。 なお、 <u>肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる(造影剤を使用した場合も対象)</u> 。
助成回数	1回	1年度につき2回(初回精密検査を含む)

※フォローアップとは

肝炎検査の結果、陽性であった方が確実に医療に繋がるよう京都府又は市町村から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。

年1回程度、調査票を送付し、受診状況等を確認します。

検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

注) 助成費用の振り込みまで、申請してから概ね2箇月かかります。

定期検査費用の助成にあたっては、所得に応じた自己負担限度額の設定があります。詳しくは、裏面に記載の窓口にお尋ねください。

申請の流れ

①必要書類入手

肝炎検査の結果通知の際に事業の説明を受けた後、必要書類を受け取る。

定期検査の場合は、下記記載の窓口・インターネット等で必要書類を入手

②受診

医療機関を受診し、窓口で請求された検査費用を支払う。領収書及び診療明細書は助成申請に必要なため必ず保管しておく。

定期検査費用助成については所定の診断書に記載してもらう。

③申請

下記申請窓口に申請書他、必要書類一式を提出

検査費用の申請に必要な書類

初回精密検査

- 肝炎検査費用申請書（別紙様式5-1又は5-2）
- 助成対象となる検査に係る医療機関の領収書及び診療明細書
- 肝炎ウイルス検査の結果通知書
- 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（市町村のフォローアップ事業に同意し、市町村に同意書を提出した場合は、その写し）
- 職域検査受検証明書（別紙様式8）※職域での肝炎ウイルス検査で陽性となった方のみ

定期検査

*税額合算対象除外申請には別途追加書類が必要となります。

- 肝炎検査費用申請書（別紙様式6）
- 助成対象となる検査に係る医療機関の領収書及び診療明細書
- 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（既に提出されている場合は省略可）
- 医師の診断書（別紙様式7） ※1
- 申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し（コピー不可）※2
- 申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者の住民税の課税（非課税）に係る証明書 ※2
- ※1 以前に定期検査の支払いを受けた場合、1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合は省略可（慢性肝炎から肝硬変など病態に変化があった者は除く）
- ※2 同一年度で、定期検査費用の助成や受給者証の交付申請の際に京都府に提出した書類と同様の内容である場合、もしくは申請書の裏面に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は省略可

お問い合わせ・申請書提出先

申請書は、お住まいの地域の京都府保健所又は京都市各区・支所 医療衛生コーナーに提出してください。

《京都府保健所》

保健所名	住所	電話番号	管轄市町村
乙訓保健所	向日市上植野町馬立8	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2192	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
綴喜分室	京田辺市田辺明田1	0774-63-5745	
山城南保健所	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0981	木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村
南丹保健所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-2979	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市篠尾新町1-91	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市倉谷1350-23	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

《京都市各区・支所 医療衛生コーナー》

医療衛生コーナー名	電話番号
北医療衛生コーナー	075-366-6085
上京医療衛生コーナー	075-366-3748
左京医療衛生コーナー	075-354-5132
中京医療衛生コーナー	075-366-8609
東山医療衛生コーナー	075-354-5086
山科医療衛生コーナー	075-634-8631
下京医療衛生コーナー	075-354-5209
南医療衛生コーナー	075-606-1325

医療衛生コーナー名	電話番号
右京医療衛生コーナー	075-366-0115
京北出張所保健福祉第二担当	075-852-1816
西京医療衛生コーナー	075-748-9058
洛西医療衛生コーナー	075-874-2275
伏見医療衛生コーナー	075-574-7170
深草医療衛生コーナー	075-644-9105
醍醐医療衛生コーナー	075-644-6324